

とっとりカーボンストレージ認証制度実施要領

令和4年1月19日付第202100257510号鳥取県農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要領は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第6条に規定する事業者の木材利用促進を進めるため、民間事業者が先導的に取り組む非住宅建築物の木造化・内外装木質化について、県産材を使用した建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号の建築主をいう。以下同じ。）に対し、県産材の使用による二酸化炭素（以下「CO₂」という。）固定量を評価・認証することで、建築主のCSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）に寄与し、もって県産材利用が促進されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内の森林で育ち伐採された原木を県内で製材・加工した製材品又は部材のすべてが同原木を県内で加工した木材で構成された木質材料（単板積層材（LVL）、直交集成板（CLT）、合板等）をいう。
- (2) 木造化 建築物を新築、増築、改築するに当たり、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に木材を使用（混構造の場合は、構造耐力上主要な部分に木材を10立方メートル以上使用するものに限る。）することをいう。
- (3) 内外装木質化 建築物の内装（床・壁・天井等）や什器、外壁に木材を施工・設置することをいう。
- (4) 非住宅建築物 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）。以下「住宅」という。）以外の建築物並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項の共同生活援助を行う施設及び更正保護事業法（平成7年法律第86号）第2条の更正保護事業を行う施設をいう。

(認証の内容及び要件)

第3条 認証の内容は、非住宅建築物での県産材使用によるCO₂固定量とし、認証の要件は別表に掲げるものとする。

(認証の申請)

第4条 CO₂固定認証を受けようとする建築主は、木造化の場合にあつては様式第1号による申請書、内外装木質化の場合にあつては様式第2号による申請書を作成し、県産材・林産振興課（以下、「県」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、県産材使用に係る県補助事業に採択されたものであって、県に書類がある場合はこの限りでない。

- (1) 建築物位置図
- (2) 現地状況写真
- (3) 木造化の場合にあつては検査済証又は建築工事届の写し、内外装木質化の場合にあつては、工事完了又は什器購入の日がわかる書類
- (4) 平面図、立面図等建築物の木造化、内外装木質化の概要が分かる図面
- (5) 使用木材計算書（様式第3号又は様式第4号）又は当該計算書と同様な内容を記載した資料
- (6) 鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用協議会が発行するもの）
- (7) その他上記の内容を補足する資料

(認証)

第5条 県は、前項の申請書の内容について次の各号の項目を審査し、適正と認めるときは、次条の算定基準によりCO2固定量を算定し、認証書(様式第5号)の交付をもって認証する。

- (1) 県産材を使用した非住宅建築物の木造化及び内外装木質化であること。
- (2) その他、申請書の内容に不備が無いこと。

2 県は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じ、対象建築物及び建築主等について調査を行うことができるものとする。

(認証内容の算定基準)

第6条 県は「使用木材計算書」の提出を受けて、CO2固定量(t-CO2)を、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(令和3年10月1日 3林政産第85号林野庁長官通知。以下、「ガイドライン」という。)に基づき、次の方法より算定する。

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44 / 12$$

ただし、

C_s: 建築物に利用した県産材(製材のほか、CLTやLVL、合板等を含む。以下同じ。)に係る炭素貯蔵量(CO₂換算量)(t-CO₂)

W: 建築物等に利用した県産材の量(m³)

D: 県産材の密度(t/m³)(ガイドライン「参考1」の値に0.87を乗じて使用する)

C_f: 県産材の炭素含有率(ガイドライン「参考3」の値を使用する)

2 その他、算出に必要な計算方法については、ガイドラインを参考にする

(発行手数料)

第7条 認証書の発行手数料は無料とする。

(認証内容の利用)

第8条 第5条の認証を受けた建築主は、認証書の内容を企業活動で広く利用することができる。

2 県は、認証の内容を広報等に利用することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年1月19日から適用する。

別表(第3条関係)

認証の内容	認証要件	
木造化での県産材使用によるCO2固定量	1 申請できる者	建築主
	2 交付先	建築主
	3 対象物件	県産材を1棟に10立方メートル以上使用し、令和3年4月1日以降に竣工した非住宅建築物
	4 対象とする木材	県産証明された県産材使用量
内外装木質化での県産材使用によるCO2固定量	1 申請できる者	建築主
	2 交付先	建築主
	3 対象物件	県産材を1棟に1立方メートル以上使用し、令和3年4月1日以降に竣工した非住宅建築物
	4 対象とする木材	県産証明された県産材使用量